

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会役員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第18条及び第19条に規定する理事及び監事の選任に関し、必要な事項を定める。

(理事候補者の選定)

第2条 理事会が推薦の提案を行う理事候補者は、別表（選出区分）により選定する。

(監事候補者の選定)

第3条 理事会が推薦の提案を行う監事候補者は、次の区分から選定する。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者 1名

(2) 財務管理について識見を有する者 1名

(理事及び監事の選任)

第4条 評議員会は、理事会から推薦された理事候補者及び監事候補者について、選任の決議を行う。

(資格の喪失)

第5条 理事は、本人の意思による辞任のほか、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

(1) 退職等により、選出時に所属した機関又は団体の役職を離れたとき

(2) 死亡したとき

2 監事は、本人の意思による辞任又は死亡したときは、その資格を失う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

別表（選出区分）

項 目	選 出 例
1 社会福祉事業について学識経験を有する者で、社会福祉に関する教育を行う者	青少年を育てる会、PTA代表など
2 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者	保護司、人権擁護委員など
3 民生委員児童委員	民生委員児童委員代表

4 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等	高年クラブ、ライオンズクラブ代表など
5 自治会、町内会、女性会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者	区長会代表、商工会代表など
6 当該社会福祉協議会が設置されている区域内で、社会福祉事業を営する団体の役職員	社会福祉事業を営する団体
7 当該社会福祉協議会が設置されている区域内で、ボランティア活動を行う団体の代表者	ボランティア団体の代表
8 法人として、理事に加えることが適当であると判断した者	市長 議会代表 行政保健福祉部長 学識経験者
合計 12名以上15名以内	

附則

- 1 この規程は、平成29年1月16日から施行する。
- 2 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会理事及び監事の選任並びに評議員の委嘱に関する規程は、廃止する。